

令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和4年11月

国 税 庁

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2万4千件（前事務年度1万9千件）、着眼調査が7千件（同5千件）であり、合計3万1千件（同2万4千件）、このほか、簡易な接触の件数は56万8千件（同47万8千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は60万件（同50万2千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は31万7千件（同27万9千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、4,198億円（同2,992億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは3,882億円（同2,770億円）、着眼調査によるものは316億円（同222億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3,004億円（同2,586億円）となっており、調査等合計では7,202億円（同5,577億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、804億円（同533億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは777億円（同514億円）、着眼調査によるものは26億円（同19億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、256万円（同224万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は254億円（同199億円）となっており、調査等合計では1,058億円（同732億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	18,713		5,091		23,804		478,494		502,298	
	24,067	128.6%	7,340	144.2%	31,407	131.9%	568,340	118.8%	599,747	119.4%
申告漏れ等の 非違件数	16,973		3,837		20,810		258,485		279,295	
	21,625	127.4%	5,145	134.1%	26,770	128.6%	290,419	112.4%	317,189	113.6%
申告漏れ 所得金額	2,770		222		2,992		2,586		5,577	
	3,882	140.1%	316	142.3%	4,198	140.3%	3,004	116.2%	7,202	129.1%
追徴 税額	本税	436		17		453		194		647
		650	149.1%	23	135.3%	673	148.6%	248	127.8%	921
	加算税	78		2		81		4		85
	127	162.8%	3	150.0%	130	160.5%	6	150.0%	137	161.2%
	計	514		19		533		199		732
		777	151.2%	26	136.8%	804	150.8%	254	127.6%	1,058
一件 当たり 追徴 税額	申告漏れ 所得金額	1,480		436		1,257		54		111
		1,613	109.0%	431	98.9%	1,337	106.4%	53	98.1%	120
	本税	233		34		190		4		13
		270	115.9%	32	94.1%	214	112.6%	4	100.0%	15
	加算税	42		5		34		0.1		2
		53	126.2%	4	80.0%	41	120.6%	0.1	100.0%	2
	計	275		38		224		4		15
		323	117.5%	36	94.7%	256	114.3%	4	100.0%	18

(注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1万7千件（前事務年度1万4千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1万3千件（同1万件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、1,384億円（同1,150億円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	2事務年度	3事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		14,290	16,714	117.0
	土地建物等	11,940	13,503	113.1
	株式等	2,350	3,211	136.6
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		10,140	13,066	128.9
	土地建物等	8,232	10,214	124.1
	株式等	1,908	2,852	149.5
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		71.0	78.2	7.2
	土地建物等	68.9	75.6	6.7
	株式等	81.2	88.8	7.6
④		億円	億円	%
申告漏れ所得金額		1,150	1,384	120.4
	土地建物等	904	1,003	110.9
	株式等	246	381	155.1
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		805	828	102.9
	土地建物等	757	743	98.1
	株式等	1,046	1,187	113.5

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、無申告等の調査を重点的に実施したほか、輸出品販売場制度の悪用事案に対する調査に新たに積極的に取り組み、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1万4千件（前事務年度9千件）、着眼調査が3千件（同2千件）であり、合計1万7千件（同1万1千件）、このほか、簡易な接触の件数は6万8千件（同7万5千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は8万5千件（同8万7千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は5万5千件（同4万9千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、241億円（同133億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは228億円（同127億円）、着眼調査によるものは13億円（同5億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、143万円（同120万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は71億円（同48億円）となっており、調査等合計では312億円（同180億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比		
調査等件数	9,301		1,775		11,076		75,437		86,513	
	13,559	145.8%	3,349	188.7%	16,908	152.7%	68,291	90.5%	85,199	98.5%
申告漏れ等の 非 違 件 数	7,988		1,393		9,381		39,142		48,523	
	11,798	147.7%	2,583	185.4%	14,381	153.3%	40,900	104.5%	55,281	113.9%
追徴税額	105		4		109		46		155	
	190	181.0%	11	275.0%	201	184.4%	68	147.8%	269	173.5%
	22		1		23		2		25	
加算税	38	172.7%	3	300.0%	41	178.3%	3	150.0%	43	172.0%
	127		5		133		48		180	
計	228	179.5%	13	260.0%	241	181.2%	71	147.9%	312	173.3%
一 件 当 た り	113		24		99		6		18	
	140	123.9%	32	133.3%	119	120.2%	10	166.7%	32	177.8%
	24		6		21		0.3		3	
加算税	28	116.7%	8	133.3%	24	114.3%	0.4	133.3%	5	166.7%
	137		30		120		6		21	
計	168	122.6%	40	133.3%	143	119.2%	10	166.7%	37	176.2%

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額は3,767万円・1件当たり追徴税額は1,067万円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、2,227件（前事務年度2,158件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の3,767万円（同2,259万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,613万円（同1,480万円）に比べ2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は839億円（同487億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の1,067万円（同543万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の323万円（同275万円）に比べ3.3倍となっています。また、追徴税額の総額は238億円（同117億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は2,953万円（同879万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の323万円に比べ9.1倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数	2,158	2,227	103.2%	24,067	
申告漏れ等の非違件数	1,843	1,963	106.5%	21,625	
申告漏れ所得金額	487	839	172.3%	3,882	
追徴税額	117	238	203.4%	777	
1件当たり	申告漏れ所得金額	2,259	3,767	166.8%	1,613
	追徴税額	543	1,067	196.5%	323

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数	517	477	92.3%	24,067	
申告漏れ等の非違件数	453	433	95.6%	21,625	
申告漏れ所得金額	150	374	249.3%	3,882	
追徴税額	45	141	313.3%	777	
1件当たり	申告漏れ所得金額	2,904	7,836	269.8%	1,613
	追徴税額	879	2,953	335.9%	323

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

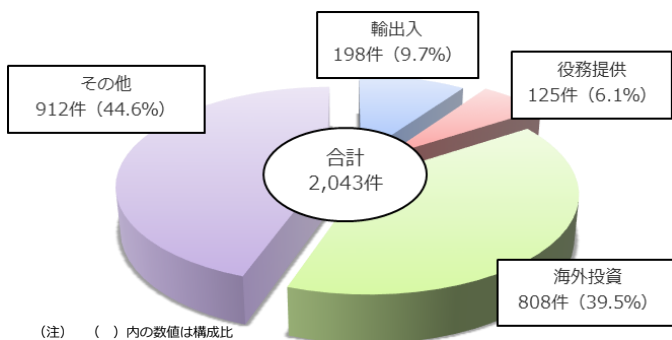
～「富裕層」のみならず、1件当たり申告漏れ所得金額・1件当たり追徴税額は過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、2,043件（前事務年度2,172件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の3,690万円（同2,239万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,613万円（同1,480万円）と比べ2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は754億円（同486億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の1,119万円（同527万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の323万円（同275万円）と比べ3.5倍となっています。また、追徴税額の総額は229億円（同114億円）に上ります。

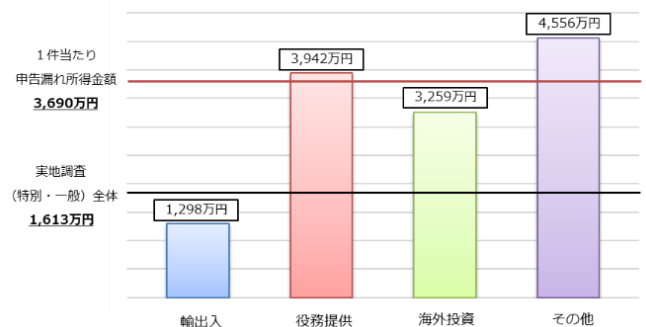
○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		2事務年度	3事務年度		
調査	件数	2,172	2,043	94.1%	24,067
申告漏れ等	の非違件数	1,952	1,816	93.0%	21,625
申告漏れ	所得金額	486	754	155.1%	3,882
追徴	税額	114	229	200.9%	777
1件当たり	申告漏れ 所得金額	2,239	3,690	164.8%	1,613
	追徴税額	527	1,119	212.3%	323

○ 取引区分別の調査状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たり追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、839件（前事務年度639件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,382万円（同1,478万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は116億円（同94億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は266万円（同300万円）となっています。また、追徴税額の総額は22億円（同19億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

なお、令和2事務年度においては、この経済活動に暗号資産（仮想通貨）等取引を含めて集計していましたが、令和3事務年度においては、これを区別して集計しています。

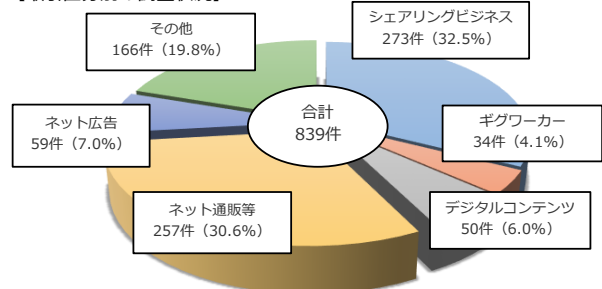
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、444件（前事務年度432件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,659万円（同2,456万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は162億円（同106億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,194万円（同780万円）となっています。また、追徴税額の総額は53億円（同34億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数	639	839	131.3%	24,067	
申告漏れ等の非違件数	565	756	133.8%	21,625	
申告漏れ所得金額	94	116	123.4%	3,882	
追徴税額	19	22	115.8%	777	
1件当たり	申告漏れ所得金額	1,478	1,382	93.5%	1,613
	追徴税額	300	266	88.7%	323

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ギグワーカー・・・配達代行業など
- 3 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 4 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 5 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 6 その他・・・1～5に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数	432	444	102.8%	24,067	
申告漏れ等の非違件数	398	405	101.8%	21,625	
申告漏れ所得金額	106	162	152.8%	3,882	
追徴税額	34	53	155.9%	777	
1件当たり	申告漏れ所得金額	2,456	3,659	149.0%	1,613
	追徴税額	780	1,194	153.1%	323

4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税ともに1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、3,828件（前事務年度2,993件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,923万円（同2,565万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,613万円（同1,480万円）に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は1,119億円（同768億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の497万円（同292万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の323万円（同275万円）の1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は190億円（同87億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、5,257件（同3,294件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の245万円（同227万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の168万円（同137万円）の1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は129億円（同75億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数 <small>件</small>	2,993	3,828	127.9%	24,067	
申告漏れ所得金額 <small>億円</small>	768	1,119	145.7%	3,882	
追徴税額 <small>億円</small>	87	190	218.4%	777	
1件当たり	申告漏れ所得金額 <small>万円</small>	2,565	2,923	114.0%	1,613
	追徴税額 <small>万円</small>	292	497	170.2%	323

<消費税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数 <small>件</small>	3,294	5,257	159.6%	13,559
追徴税額 <small>億円</small>	75	129	172.0%	228
1件当たり追徴税額 <small>万円</small>	227	245	107.9%	168

5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

- 消費税の輸出物品販売場制度を悪用し免税購入した物品を国内転売するような事案についても新たに積極的に調査を実施しています。

＜消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査状況（即時徴収事案）＞

- 令和3事務年度においては、30件（前事務年度2件）実地調査を実施しました。
- 即時徴収の対象となった税額の総額は12億円に上り、1件当たりの追徴税額は、4,143万円となっています。

（注） 輸出物品販売場制度における即時徴収とは、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品をその者が出国する日又は居住者となる日（基本的に入国後6か月以内）までに輸出しない（国外に持ち出さない）ときに、税関長（居住者となるケースにおいては税務署長）が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収すること、また、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品を譲渡したときに、税務署長が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収することをいいます。

○ 消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査の状況

項目	事務年度	3事務年度
調査件数	件	30
追徴税額	億円	12
1件当たり追徴税額	万円	4,143

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前 年 の 順 位
位		万円	万円	位
1	経営コンサルタント	2,266	611	7
2	システムエンジニア	2,150	519	11
3	ブ リ ー ダ ー	2,136	518	8
4	商工業デザイナー	1,752	410	10
5	不動産代理仲介	1,656	453	9
6	外 構 工 事	1,517	254	-
7	型 枠 工 事	1,507	239	-
8	機械部品受託加工	1,507	319	-
9	一般貨物自動車運送	1,493	195	14
10	司法書士、行政書士	1,440	358	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
1	風俗業	2,078	風俗業	3,329	キャバレー	2,093	キャバレー	2,628	風俗業	2,083
2	キャバレー	1,867	キャバレー	1,972	風俗業	1,979	風俗業	2,326	キャバレー	1,667
3	バ	1,189	バ	1,226	バ	1,159	畜産農業(肉用牛)	1,471	プログラマー	1,178
4	畜産農業(肉用牛)	1,181	くず金卸売業	1,055	冷暖房設備工事	966	ダンブ運送	1,144	畜産農業(肉用牛)	1,150
5	人材派遣業	1,130	特定貨物自動車運送	979	ダンブ運送	932	特定貨物自動車運送	1,118	防 waters 工事	1,109

	平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
1	キャバクラ	2,897	風俗業	2,685	風俗業	3,373	プログラマー	4,927	経営コンサルタント	2,266
2	風俗業	1,974	キャバクラ	2,278	経営コンサルタント	3,321	畜産農業(肉用牛)	3,515	システムエンジニア	2,150
3	不動産代理仲介	1,774	経営コンサルタント	2,045	キャバクラ	2,873	内科医	3,339	ブリーダー	2,136
4	システムエンジニア	1,365	システムエンジニア	1,339	太陽光発電	1,718	キャバクラ	2,834	商業デザイン	1,752
5	機械器具、部品修理	1,357	特定貨物自動車運送	1,257	システムエンジニア	1,280	太陽光発電	2,603	不動産代理仲介	1,656

- (注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。
- 2 平成29事務年度1位の「キャバクラ」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
- 3 平成29事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
- 4 平成30事務年度3位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
- 5 令和元事務年度4位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他の製造卸売」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
- 6 令和3事務年度3位の「ブリーダー」は、令和2事務年度まで「小売業・犬」として表記していたが、業態に合わせて表記名を変更したものの。